

別表(第9条第2項)

(昭63規則98・全改、平14規則45・平20規則73・一部改正)

徴収基準額表

階層区分	児童の属する世帯の階層(細)区分		徴収基準月額	加算基準月額
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)		円 0	円 0
B階層	A階層を除き、当該年度分(4月1日から6月30日までの間に療育の給付を受けた場合は、前年度分。この表において同じ。)の市町村民税非課税世帯		円 0	円 0
C階層	A階層及びB階層を除き、前年分(1月1日から6月30日までの間に療育の給付を受けた場合は、前々年分。この表において同じ。)の所得税非課税世帯	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税世帯	C1階層 4,500	450
		当該年度分の市町村民税所得割課税世帯	C2階層 5,800	580
D階層	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その税額の年額区分が次の額であるもの	2,400円以下	D1階層 6,900	690
		2,401円以上 4,800円以下	D2階層 7,600	760
		4,801円以上 8,400円以下	D3階層 8,500	850
		8,401円以上 12,000円以下	D4階層 9,400	940
		12,001円以上 16,200円以下	D5階層 11,000	1,100
		16,201円以上 21,000円以下	D6階層 12,500	1,250
		21,001円以上 46,200円以下	D7階層 16,200	1,620
		46,201円以上 60,000円以下	D8階層 18,700	1,870
		60,001円以上 78,000円以下	D9階層 23,100	2,310
		78,001円以上	D10階層 27,500	2,750

		100,500円以下			
		100,501円以上 190,000円以下	D11階層	35,700	3,570
		190,001円以上 299,500円以下	D12階層	44,000	4,400
		299,501円以上 831,900円以下	D13階層	52,300	5,230
		831,901円以上 1,467,000円以下	D14階層	80,700	8,070
		1,467,001円以上 1,632,000円以下	D15階層	85,000	8,500
		1,632,001円以上 2,302,900円以下	D16階層	102,900	10,290
		2,302,901円以上 3,117,000円以下	D17階層	122,500	12,250
		3,117,001円以上 4,173,000円以下	D18階層	143,800	14,380
		4,173,001円以上	D19階層	全額	左の徴収基準月額の1割。ただし、当該額が17,120円に満たない場合は、17,120円とする。
備考	<p>1 徴収基準月額欄の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用から社会保険各法の規定により保険者が負担すべき費用(高額療養費の支給を除く。)を差し引いた額の月額をいう。</p> <p>2 C階層又はD階層に属する同一世帯から同時に2人以上の児童が措置を受けた場合は、当該措置に要した入院日数が最も長期となる児童(当該入院日数が同数である場合は、いずれか1人の児童)以外の児童の徴収額については、加算基準月額により算定する。</p> <p>3 その月の入院日数が1箇月未満のものに係る徴収額については、徴収基準月額又は加算基準月額の日割計算により算定するものとする。</p> <p>4 本表の規定にかかわらず、当該措置を受けた者の扶養義務者から徴収する徴収額は、当該措置に要した費用から社会保険各法の規定により保険者が負担すべき費用(高額療養費の支給を含む。)を差し引いた額を超えてはならない。</p>				